営業許可業種の見直し案（主な変更点）

資料４

現行の34許可業種（政令）

① 飲食店営業
② 喫茶店営業
③ 菓子製造業
④ あん類製造業
⑤ アイスクリーム類製造業
⑥ 乳処理業
⑦ 特別牛乳搾取処理業
⑧ 乳製品製造業
⑨ 集乳業
⑩ 乳類販売業
⑪ 食肉処理業
⑫ 食肉販売業
⑬ 食肉製品製造業
⑭ 魚介類販売業
⑮ 魚介類せり売営業
⑯ 魚肉ねり製品製造業
⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業
⑱ 食品の放射線照射業
⑲ 清涼飲料水製造業
⑳ 乳酸菌飲料製造業
㉑ 氷雪製造業
㉒ 氷雪販売業
㉓ 食用油脂製造業
㉔ マーガリンショートニング製造業
㉕ みそ製造業
㉖ 醤油製造業
㉗ ソース類製造業
㉘ 酒類製造業
㉙ 豆腐製造業
㉚ 納豆製造業
㉛ めん類製造業
㉜ そうざい製造業
㉝ 缶詰又は瓶詰食品製造業
㉞ 添加物製造業

新設する業種

- 漬物製造業※
- 水産食品製造・加工業※
- 液卵製造業
- 食品の小分け業

※多くの自治体が既に条例で許可業種としている。

統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- 飲食店営業（喫茶店営業を含む）
- 菓子製造業（あん類製造業を含む）
- みそ・醤油製造業（みそ加工品、醤油加工品を含む）
- 食用油脂製造業（マーガリン・ショートニング製造業を含む）
- 統合型そうざい製造業※
- 統合型冷凍食品製造業※

※HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

再編する業種

- 密封包装食品製造業（缶詰、瓶詰等の密封包装食品のうち、リスクの高い低酸性食品に限定して許可対象とする）

許可から届出に移行する業種

- 乳類販売業
- 氷雪販売業
- 冷凍冷蔵倉庫業

一部の業態が許可から届出に移行する業種

- 食肉販売業（包装食品のみを販売する場合）
- 魚介類販売業（包装食品のみを販売する場合）
- コップ式自動販売機（屋内設置等、一定の要件を満たす場合）

廃止する業種

- 乳酸菌飲料製造業（乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応）
- ソース類製造業（密封包装食品製造業又は届出の対象）
- 缶詰又は瓶詰食品製造業

平成30年度全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議資料（一部抜粋）
（平成31年3月11日）